

青森県報

第二千七百五十四号

平成十九年
三月十四日
(水曜日)

目次

規 則

告 示

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則………	(自然保護課) …… 一
青森県生活保護施設設備費負担金交付規程を廃止する規定	(健康福祉課) …… 二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス	(同) …… 二
事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 三
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防	(同) …… 三
サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 三
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 三
道路の供用の開始……………	(同) …… 四
公 告	
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(経営支援課) …… 五
右 同……………	(同) …… 五
右 同……………	(同) …… 六
右 同……………	(同) …… 六
右 同……………	(同) …… 六

建設業者の許可の取消し……………

選挙管理委員会……………

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事務局) …… 七
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(同) …… 八
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(同) …… 九
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………	(同) …… 九
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………	(同) …… 一〇
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………	(同) …… 一〇

(五所川原) 土整備所 …… 七

規 則

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則(昭和三十七年六月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第二十八号の五を第二十八号の六とし、第二十八号の四を第二十八号の五とし、第二十八号の三の次に次の一号を加える。

二十八の四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同法第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

附則
この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十九号

青森県生活保護施設設備費負担金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県生活保護施設設備費負担金交付規程を廃止する規程

青森県生活保護施設設備費負担金交付規程（昭和三十五年一月青森県告示第三十二号）は、廃止する。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一項の規定により公示する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	行おう事業所	所在地	指定期間
主たる事務所の所在地又は住所					

小松物産株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四の二八	福祉用具貸与	小松物産株式会社青森支店	青森市妙見三丁目二の二三	平成一九・三・六
小松物産株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四の二八	特定福祉用具販売	小松物産株式会社青森支店	青森市妙見三丁目二の二三	"
赤平設備工業株式会社	青森市大字荒川字柴田一九四の二〇	特定福祉用具販売	赤平設備工業株式会社	青森市大字荒川字柴田一九四の二〇	一九・三・七
株式会社くれもと	つがる市木造曙三九の一	通所介護	くれもとサービスセンター	つがる市木造曙三九の一	一九・三・一

青森県告示第百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	行おう事業所	廃止年月日
社会福祉法人楽晴社	三沢市大町二丁目六の二七	訪問看護	訪問看護ステーション青空	平成一九・三・三
社会福祉法人楽晴社	三沢市大町二丁目六の二七	訪問入浴介護	はるが丘訪問入浴サービスセンター	"

青森県告示第百七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 月 日 定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人弘前わかば会	弘前市城南五丁目一三の一五	おうよう園介護相談センター	弘前市城南五丁目一三の一五	平成一九・二・一九
株式会社くれもと	つがる市木造曙三九の一	くれもとディスプレイセンター	つがる市木造曙三九の一	平成一九・二・三

青森県告示第百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス		介護予防サービス事業		指 月 日 定
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	
小松物産株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四の二八	小松物産株式会社青森支店	青森市妙見三丁目二の二三	平成一九・二・二六
小松物産株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四の二八	小松物産株式会社青森支店	青森市妙見三丁目二の二三	"
赤平設備工業株式会社	青森市大字荒川字柴田一九四の二〇	赤平設備工業株式会社	青森市大字荒川字柴田一九四の二〇	平成一九・二・二七
株式会社くれもと	つがる市木造曙三九の一	くれもとディスプレイセンター	つがる市木造曙三九の一	平成一九・三・一

青森県告示第百七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス		介護予防サービス事業		廃 止 日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	
社会福祉法人楽晴社	三沢市大町二丁目六の二七	訪問看護ステーション青空	三沢市大町二丁目四の一三	平成一九・一・三
社会福祉法人楽晴社	三沢市大町二丁目六の二七	訪問看護ステーション青空	三沢市大町二丁目四の一三	"

青森県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年四月十三日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

4		3				2				1				番 号				
県 道		県 道				国 道				県 道				種 路 類 の				
五所川原車 力線		鶴田五所川 線 原自転車道				一〇三号				夏泊公園線				路 線 名				
つがる市木造豊田網代二五の一から つがる市木造出野里大柳無番まで		五所川原市みどり町三丁目一〇六から 五所川原市大字広田字下り松二四まで				五所川原市大字姥泡字高蒲一三の四から 五所川原市大字姥泡字高蒲三五の一まで				青森市大字横内字亀井三四の一から 青森市大字横内字亀井一四〇の一まで				青森市大字雲谷字山吹一六八の一まで 青森市大字雲谷字山吹七九の一から 青森市大字雲谷字山吹一六八の一まで				変 更 の 区 間
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	変 更 の 区 間		
二二・九・四〇〇メートルから	二二・七・三〇〇メートルまで	七四・〇〇メートルから	四四・一〇メートルまで	八四・〇〇メートルから	五四・〇〇メートルまで	一六・二・五〇メートルから	一五・七・五〇メートルまで	一八・二・〇〇メートルから	一四・九・八〇メートルまで	五八・九・〇〇メートルから	二九・〇・五〇メートルまで	八八・〇・八〇メートルから	一八・五・〇〇メートルまで	二二・九・五〇メートルから	二九・〇・五〇メートルまで	変 更 の 区 間		
九七〇・〇〇メートル	九七〇・〇〇メートル	一、五五〇・四〇メートル	一、五四〇・四〇メートル	七三・〇〇メートル	七三・〇〇メートル	二七一・〇〇メートル	二七一・〇〇メートル	六六二・二〇メートル	六六五・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	八三三・〇〇メートル	八三三・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	変 更 の 区 間		
																備 考		

青森県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年四月十三日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 夏泊公園線	東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二一の四一から 東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二一の三五まで	平成一九・三・二四
国道 一〇三号	青森市大字雲谷字山吹七九の一から 青森市大字雲谷字山吹一六八の一まで	"
県道 畑中竹鼻線	青森市大字横内字亀井三四の一から 青森市大字横内字亀井一四〇の一まで	"
県道 鶴田五所川原自転車道線	黒石市大字小屋敷字西村岸三五の三から 黒石市大字小屋敷字小屋敷村六の一まで	"
	五所川原市大字姥范字高蒲一三の四から 五所川原市大字姥范字高蒲三五の一まで	"
	五所川原市みどり町三丁目一〇六から 五所川原市大字広田字下り松二四四まで	"

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー八戸長苗代店

八戸市大字長苗代字前田六一の二外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役社長 和田正徳

- 三 意見の概要
県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

- 2 期間
平成十九年三月十四日から同年四月十四日まで

- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデーむつ中央店
むつ市中央二丁目一の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下北交通株式会社

むつ市金曲一丁目八の二二
代表取締役社長 白濱啓助

- 三 意見の概要
県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成十九年三月十四日から同年四月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）平内複合商業施設

東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢地内

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び平内町役場

2 期間

平成十九年三月十四日から同年四月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平内町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら下長店

八戸市下長七丁目三の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年三月十四日から同年四月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 青森浜田三丁目プロジェクト

青森市浜田三丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ドリームタウン

東京都千代田区丸の内二丁目一の一

取締役 玉越賢治

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年三月十四日から同年四月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社山谷防水

二 代表者の氏名 山谷 博明

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字早蕨一―二の七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第四〇〇三六号

五 取消年月日 平成十九年二月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設

業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年三月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者姓名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森県三戸郡第一支部	沢田 恵	久保滋彦	三戸郡三戸町大字斗内字清水田一―四	平成一九・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者姓名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
藤田光彦後援会	藤田光彦	藤田光彦	三沢市松園町三丁目一の二四	平成一九・三・一

あすなる	芦田惣一	芦田梅子	前田一四〇の一	一九・二・二六
木村廣正後援会	木村常泰	下舌鉄弥	上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地一九の一〇	一九・二・二七
西館秀雄後援会	西館秀雄	川口与一	上北郡おいらせ町深沢一丁目七三の一六三	一九・二・二二
工藤和子後援会	佐藤英次	工藤新一	黒石市大字西馬場尻字派村一	一九・二・二二
加藤祐後援会	高橋茂男	加藤隆	三戸郡階上町蒼前東四丁目六の三一五	一九・二・二二
鱗萃会	栗本章吉	吉田信寿	八戸市旭ヶ丘五丁目一の二三	一九・二・二四
三村申吾深浦後援会	西崎義三	工藤博利	西津軽郡深浦町大字舩作字下清滝一五	一九・二・二三
つがる市三村申吾後援会	盛貢	増田教正	つがる市木造福原妻元七三の二	一九・二・二三
つがるの未来を拓く会	井上浩	井上洋子	五所川原市字芭蕉五二の七	一九・二・二八
島脇一男後援会	島守賢	西野俊雄	八戸市大字鮫町字古馬屋三三の一一五	一九・二・二六
鳴海つよし後援会	藤田喜則	下山久一郎	弘前市大字独狐字石田一一の三	一九・二・二五
あらせき渉後援会	笹木孝雄	小野徳一	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元一〇三の二五	一九・二・二五

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年三月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
名政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党六戸町支部	会計責任者	村上 一夫	橋本 政則	平成一九・二・二〇
自由民主党風間浦村支部	会計責任者	阿部 文憲	宮古 勝利	一九・二・二三
自由民主党青森県理容支部	会計責任者	工藤 則保	三島 大東	一九・二・二七
菜の花クラブ	代表者	柏谷 弘陽	相馬 喜代一	平成一九・二・二一
工藤武則後援会	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六
相坂陸秀後援会	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六
会 荻田重一郎希成	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六
会 荻田重一郎後援	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六
小田桐信勝後援会	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六
斗賀寿一後援会	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六
藤田たかし後援会	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六
おかもと行人後援会連合会	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六
栗本章吉を支援	代表者	相坂 一	畑井 又市	一九・二・二六

青森県連盟	濱谷豊美後援会	中村弘と未来の会		中村ひろし後援会			工藤雄剛後援会	小屋敷孝後援会	加藤祐後援会	松橋知後援会	佐賀英生後援会	豊田みよ後援会	する会
会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者	会計責任者
三島 大東	三戸郡階上町大字道仏字榊四六	駒井 昭司	平川市尾上栄松一 二七	駒井 昭司	成田 武憲	平川市尾上栄松一 二七	中村ひろし後援会	長根 恵悦	笹本 諭	加藤 隆	高橋 茂男	佐々木 志年	久保 勉
竹原 鉄夫	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠一 の三七	乗田 富士子	黒石市大字山形町 二九	乗田 富士子	木村 一	黒石市大字山形町 二九	ひろしの会	長根 恵悦	山田 俊之	鈴木 勝太郎	大谷地 義雄	高柳 政男	境沢 俊弥
一九・二七	一九・二六	一九・二三				一九・二三		一九・二三	一九・二三	一九・二三	一九・二九	一九・二五	一九・二四

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年三月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
下田はじめ市長を誕生させる会	平成一八・三・三	平成一九・二・一
菜の花クラブ	一九・一・一〇	一九・二・一
荻田重一郎希成会	一八・三・一	一九・二・七
荻田重一郎後援会	一八・三・一	一九・二・七
山本芳秀後援会	一八・三・一〇	一九・二・八
宮本哲雄後援会	一八・三・三	一九・二・九
「明日をひらく緑の風」木村征美後援会	一九・一・三	一九・二・四
新むつ市の夢と想いをつくる会	一九・一・三	一九・二・五
加藤祐後援会	一九・二・三	一九・二・三
佐々木秀男後援会	一八・三・三	一九・二・六

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等

を次のとおり告示する。

平成十九年三月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
藤田 光彦 (県議会議員)	藤田光彦後援会	藤田光彦	三沢市松園町三丁目一 の二四	平成 一九・二・一
井上 浩 (五所川原市議 会議員)	つがるの未来を 拓く会	井上 浩	五所川原市字芭蕉五二 の七	一九・二・八
栗本 章吉 (八戸市議会議 員)	鱗萃会	栗本章吉	八戸市旭ヶ丘五丁目一 の一三五	一九・二・四
森園 修一 (八戸市議会議 員)	森園修一後援会	森園修一	八戸市大字糠塚字下屋 敷四の四	一九・二・二〇

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年三月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
中村 弘 (県議会議員)	中村弘と未 来の会	主たる事 務所の所 在地	平川市尾上栄 松二二七	黒石市大字山 形町二九	平成 一九・二・三

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資

金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年三月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
苅田 重一郎 (八戸市議会議 員)	苅田重一郎希成 会	苅田 重一郎	八戸市柏崎五丁目五の 八	平成 一九・二・七

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------